所得税、消費税の確定申告書の作成は

国税庁ホームページが便利です

http://www.nta.go.jp

※ご自宅のパソコンで作成した申告書を税務署へ提出できます

国税庁のホームページに「確定申告書等作成コーナー」があります。このコーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、所得税や消費税に関する申告書を作成することができます。

作成した申告書は、印刷して税務署に提出することができます(郵送可)ので、申告会場へでかける手間が はぶけ便利です。また、各種申告書等の様式や、申告書に添付することとされている主な明細書等の様式をダ ウンロードすることもできます。



例えば、こんな方の申告に便利です。

- ◇年金を受給されている方
- ◇給与所得があり年末調整をされていない方
- ◇医療費控除を申告される方
- ◇住宅借入金等特別控除を申告される方

e-Tax(国税電子申告・納税システム)



e-Tax は、あらかじめ開始届出書を提出し、登録しておけば、インターネットで所得税や消費税に関する申告、納税などの手続きができる便利なシステムです。税務署や金融機関に行かなくても、自宅で手続きを済ませることができます。

- ◇利用するにあたって必要なもの
 - (1) パソコンとインターネットが利用できる環境
 - (2) 電子署名用の電子証明書
 - (3) 電子証明書が IC カードで発行されている場合は、IC カードリーダライタ
 - ※ 電子証明書の取得方法については、下記の窓口にお問い合わせください。 役場住民生活課住民係 ☎286-3111(内線111、112、113)
- ◇詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)http://www.e-tax.nta.go.jp

母母鼠 国民健康保険税納付確認書をお送りします

あなたが納められた国民健康保険税は、年末調整や確定申告の際に申告されますと、所得控除(社会保険料控除)の対象となります。

そこで、本年中(12月まで)に国民健康保険税を納められた世帯主に対し、「国民健康保険税納付確認書」 を、年明け1月下旬にお送りします。

早めにこの確認書が必要な方については、役場税務課窓口で発行しますので、12 月中に納付された分の領収書をご持参ください。

なお、窓口での交付につきましては、個人情報の保護のため「納税義務者」「納税義務者と同一世帯の方」または「納税義務者の委任状をお持ちの方」をその対象とさせていただきます。

問い合わせ先 役場税務課住民税係 🏗286-3111(内線355、141、142)